

答 申 情 第 1 8 0 号

令 和 6 年 8 月 2 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年8月21日付け保医医第16312号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定病院の昭和39年当時の産科医師名等が分かる文書の不存在による非公開決定事案
(諮問情第285号)

1 審議会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和5年5月11日に、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「S. 39 ●●病院（現▲▲病院）（以下「本件医療機関」という。）で出生した当時の産科（産科と標榜の有無に関わらず）の環境を知りたい。請求者本人の出生環境時の医療職員の氏名、役職、各医療職者の役割、言動、医療行為等（医師、助産師、看護師、介護職、清掃員も含め）。理由：出生時から現在に至る重度の身体障害を負ったため。資料：カルテ記録、看護記録、産科の閉科申請書等」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和5年5月18日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

●●病院は、本市の機関ではなく、当該病院で作成されたカルテ記録及び看護記録は、本市において保有する文書ではないため。

病院の開設許可等の事務は平成26年度まで京都府が行っており、平成27年度から本市の事務となったが、本市の事務となった時点で、当該病院に産科はなく、それ以降、産科の届出も出されていないため。

(3) 審査請求人は、令和5年7月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人は本件請求において、昭和39年、当時本件医療機関において、請求者本人が出生したときの、カルテ記録及び看護記録、並びに当該病院が産科を閉科したときの申請書等の公文書を請求している。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 請求内容に記載の各文書について

(ア) 診療録（いわゆるカルテ記録）については、医師法第24条第1項において、「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。」。同条第2項において「前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、5年間これを保存しなければならない。」、また、保険医療機関及び保険医療養担当規則第9条において、「保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあつては、その完結の日から5年間とする。」と規定されている。

(イ) 看護記録については、医療法第21条第1項第9号に規定する、「診療に関する諸記録」として、医療法施行規則第20条第1項第10号に基づき過去2年間、病院に備えておかなければならない。また、診療録と同様、保険医療機関及び保険医療養担当規則第9条において、「保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあつては、その完結の日から5年間とする。」と規定されている。

(ウ) 産科の開科申請書等においては、医療法施行令第4条第1項において、「病院を開設した者、臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの又は助産師でない者で助産所を開設したものは、開設者の住所又は氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、10日以内に、当該病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第3項及び次条において同じ。）に届け出なければならない。」と規定されている。

イ ア(ア)及び(イ)のとおり、カルテ記録及び看護記録については、診療を実施した病院が作成し保存する文書であり、また、当該病院は、本市の機関ではないため、本市において作成や保有をしている文書ではない。

ウ 病院の開設許可等の事務は平成26年度まで京都府が行っており、平成27年度から本市の事務となった。当該事務の引き継ぎ時には、5年度分の公文書（平成22年度～平成26年度に京都府が作成又は取得した公文書）を京都府から引き継いでいる。

本件請求書に記載の病院は、本市の事務となった平成27年度時点で産科はなく、それ以降、産科の届出も出されていない。また、本件請求日時点で保有している本件事務に関する文書のうち請求内容を満たす公文書を探索したが存在しなかった。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び意見陳述書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると

認められる。

- (1) 昭和39年●●病院で出生した時の環境（産科標榜の有無に関わらず）に関わる記録、証言等を知りたい。（出生日～退院まで）
- (2) 審査請求人●●出生の昭和39年当時、産科は存在しなかった可能性が高い。産科専門医及び産室設備の不備、医師以外の医療職員、介護職員、清掃員等の質の確保不足などがあった筈である。精査を求める。
- (3) 昭和39年●月●日●●●●病院で出生当時、同病院には産科が存在しなかった。（同病院の職員による証言）。産科専門医以外の科の医師、看護師が携わるだけでなく、産室設備が無いため、代替の産室を使用した。又、その他の医療職員、介護職員、清掃員等の人員の質の確保不足があった筈である。尚、同病院の職員による証言についての照会を求められる際は正式な開示請求手続きを要求する。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人の求める文書は、「S. 39 本件医療機関で出生した当時の産科（産科と標榜の有無に関わらず）の環境を知りたい。請求者本人の出生環境時の医療職職員の氏名、役職、各医療職者の役割、言動、医療行為等（医師、助産師、看護師、介護職、清掃員も含め）。理由：出生時から現在に至る重度の身体障害を負ったため。資料：カルテ記録、看護記録、産科の閉科申請書等」である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、カルテ記録及び看護記録については、診療を実施した病院が作成し保存する文書であり、本件医療機関は本市の機関ではないため、本市において文書の作成や保有をしていないと主張する。

また、産科の閉科申請書等については、平成27年度から病院の開設許可等の事務が京都府から処分庁の所管事務となり、その際に5年度分（平成22年度～平成26年度）の公文書を京都府から引き継いだものの、その時点で本件医療機関に産科はなく、それ以降、産科の届出も出されていないことから、本件請求日時点で保有している本件事務に関する文書のうち請求内容を満たす公文書は存在していないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、出生時の本件医療機関の環境に関わる記録、証言等（出生日～退院まで）を知りたい、また、出生当時本件医療機関に産科が存在しなかった可能性が高く、産室設備や医療職員、介護職員、清掃員等の人員の質の確保不足があったので精査を求めると主張する。

ウ 公文書とは、条例第2条第2号において、実施機関の職員等が職務上作成し、又は取得した文

書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとされている。

エ カルテ記録及び看護記録については、医師法等各種規定において、診療行為を行った医療機関及び保険医療機関において作成し、保存しなければならないとされている。すなわち、当該文書を作成し、保有しているのは診療行為を行った医療機関及び保険医療機関であり、当審議会としては、本件医療機関は京都市の機関ではないため、処分庁において当該公文書を作成し、保有していないという処分庁の主張に特段不合理な点はないと判断する。

オ 産科の閉科申請書等については、医療法施行令において、病院、診療所、助産所等を開設したものは、開設者の住所又は氏名その他厚労省令で定める事項に変更を生じたときは、10日以内に、当該病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。）に届け出なければならないと規定されている。このため、当該文書は、医療機関から提出された場合に限り、処分庁が取得し、保有することが想定される。当審議会としては、京都府から事務の移管を受けた平成27年時点で本件医療機関に産科が存在せず、その後も産科が設置された事実がないという事情を踏まえると、当該公文書が存在しないという処分庁の主張に特段不合理な点はないと判断する。

カ また、当審議会において、カルテ記録及び看護記録並びに産科の閉科申請書等以外で請求内容を満たす公文書の有無を処分庁に確認したところ、一般的に医療機関から処分庁に提出される文書としては、病院の開設又は変更に関する許可申請書や届出書及び医療機関において事故が発生した場合に必要なに応じて提出される報告書等があるが、該当する公文書は存在しないとのことであった。その他、処分庁及び審査請求人の主張を踏まえても、他に本件請求に該当する公文書を他の実施機関も含め、保有していることをうかがわせる事情も認められない。

キ したがって、当審議会としては、本件請求に係る公文書を保有していないとの処分庁の主張に特段不自然な点はなく、処分庁が行った本件処分は妥当であると判断する。

なお、当審議会は本件請求に対して処分庁が行った本件処分の妥当性について調査・審議する機関であり、審査請求人が審査請求書や反論書等において求める本件医療機関の当時の環境について調査等をする立場にないことを申し添える。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和5年 8月21日 諮問
9月14日 諮問庁からの弁明書の提出
10月12日 審査請求人からの反論書の提出
令和6年 5月10日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第1回会議）
6月14日 審議（令和6年度第2回会議）
6月22日 審査請求人からの意見陳述書の提出
7月19日 審議（令和6年度第3回会議）
8月23日 審議（令和6年度第4回会議）

※ 審査請求人の意向により、口頭意見陳述の出席に代えて意見陳述書の提出を受けた。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第2部会（部会長 石塚 武志）